

平成24年 第1回定例会  
予算決算常任委員会 政策総務分科会 提出資料

◎議案事項

議案第1号

平成24年度三重県一般会計予算について . . . . . 1

議案第2号

平成24年度三重県県債管理特別会計予算について . . . . . 2

議案第13号

平成24年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算について . . . . . 4

議案第26号

副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について . . . . . 5

議案第27号

三重県職員退職手当支給条例及び職員の給与に関する条例の  
一部を改正する条例案について . . . . . 6

議案第29号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について . . . . . 8

議案第75号

平成23年度三重県一般会計補正予算（第11号）について . . . . . 9

◎所管事項

1 平成24年度税制改正について . . . . . 10

平成24年3月9日

総 務 部

議案第1号

平成24年度三重県一般会計予算について  
(県税収入予算について)

平成24年度県税収入については、2,067億円で、平成23年度当初予算に比べ6億600万円(前年度比0.3%)の増収になると見込んでいます。

主な要因は、個人県民税が年少扶養控除の見直し等による所得割の増により11億2,800万円(前年度比1.8%増)の増収、軽油引取税が物流の回復により5億3,300万円(前年度比2.5%増)の増収になると見込んでいます。

一方、法人二税が本県では製造業割合が高く円高等の影響を受けることにより13億2,800万円(前年度比2.9%減)の減収、自動車税が課税台数の減少により3億8,900万円(前年度比1.4%減)の減収になると見込んでいます。

(単位：百万円、%)

事項 税目	23年度 当初予算額 (A)	24年度 当初予算額 (B)	比較 (B)-(A)=(C)	前年度比 (%) (C)/(A)	24年度 税制 改正による 影響額	主な増減理由 (24年度当初 / 23年度当初)
個人県民税	61,553	62,681	1,128	1.8		年少扶養控除の見直し等による所得割の増
法人県民税	9,967	9,947	△20	△0.2		本県では製造業割合が高く、円高等の影響を受けるため
県民税利子割	1,114	1,697	583	52.3		利子の増
個人事業税	1,892	1,634	△258	△13.6		個人事業主の所得の減
法人事業税	35,558	34,250	△1,308	△3.7	△3	本県では製造業割合が高く、円高等の影響を受けるため
地方消費税	32,616	33,020	404	1.2		輸入取引量の増
不動産取得税	4,407	4,227	△180	△4.1		建築、不動産取引の減
県たばこ税	3,359	3,401	42	1.3		消費数量の増
ゴルフ場利用税	2,242	1,989	△253	△11.3		利用人員の減
自動車取得税	3,362	3,650	288	8.6	723	エコカー減税の見直しとエコカー補助金制度の復活による販売台数の増
軽油引取税	21,263	21,796	533	2.5	6	物流の回復による軽油消費量の増
自動車税	28,534	28,145	△389	△1.4		課税台数の減
鋳区税	5	5	0	0.0		
狩猟税	41	40	△1	△2.4		登録者数の減
産業廃棄物税	181	218	37	20.4		産業廃棄物の搬入重量の増
県税計	206,094	206,700	606	0.3	726	
地方法人 特別譲与税	22,548	23,795	1,247	5.5		全国の法人の業績回復による増
合計	228,642	230,495	1,853	0.8	726	
法人二税	45,525	44,197	△1,328	△2.9	△3	
法人二税+地方 法人特別譲与税	68,073	67,992	△81	△0.1	△3	

## 議案第2号

### 平成24年度三重県債管理特別会計予算について

#### 1 歳入額

1, 192億7, 706万9千円

(内訳)

- ・一般会計繰入金 1, 064億8, 354万9千円
- ・県債管理基金繰入金 2, 576万円
- ・財産収入 2, 576万円
- ・借換債 127億4, 200万円

#### 2 歳出額

1, 192億7, 706万9千円

(内訳)

- ・元金償還金 988億2, 723万3千円
- ・利子償還金 184億1, 477万4千円
- ・基金積立金 20億2, 576万円
- ・手数料 930万2千円

#### 3 債務負担行為の設定

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成24年度発行分）	平成24年度～ 平成34年度	共同発行団体による共同発行の総額1,515,000,000千円から三重県の調達額を除いた額及びこれに対する利子相当額

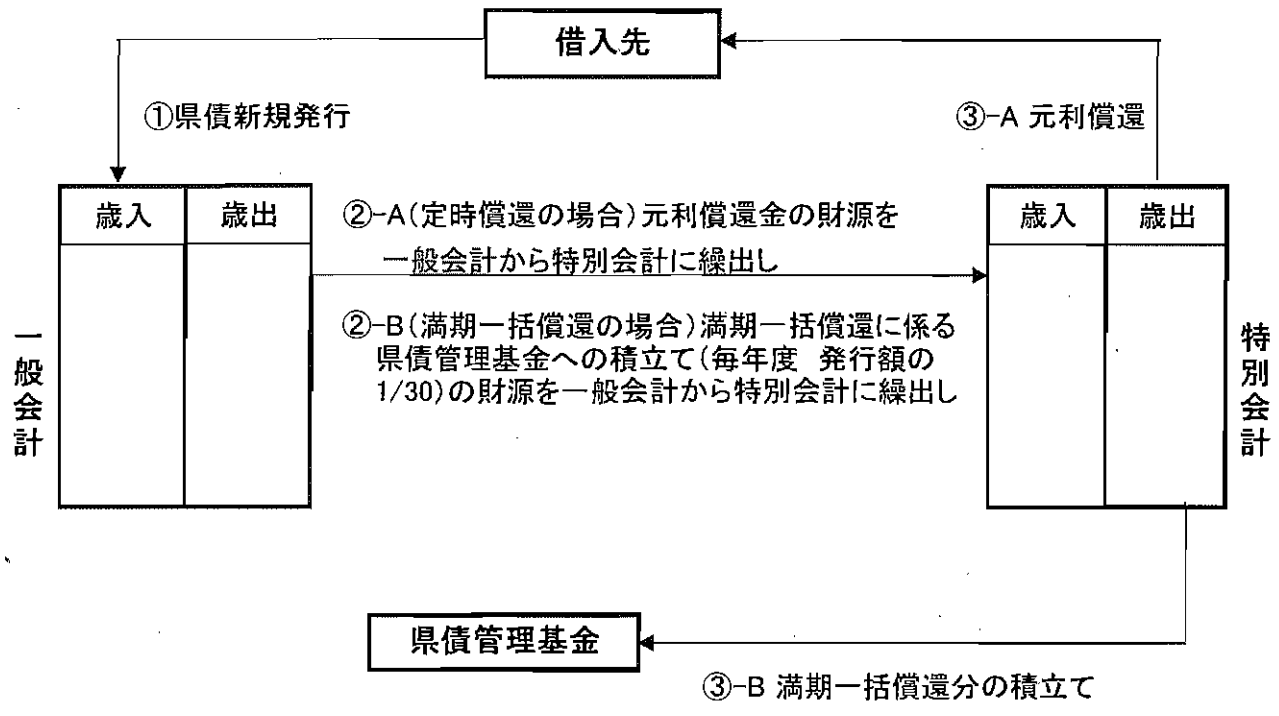
他の自治体と共同で発行する共同発行市場公募債を発行する場合は、地方財政法第5条の7の規定に基づき、他の自治体が発行する分についても連帯債務を負うこととなっていることから、昨年度に引き続き、平成24年度に発行する共同債に係る債務負担行為を新たに設定します。

#### 4 借換債の発行

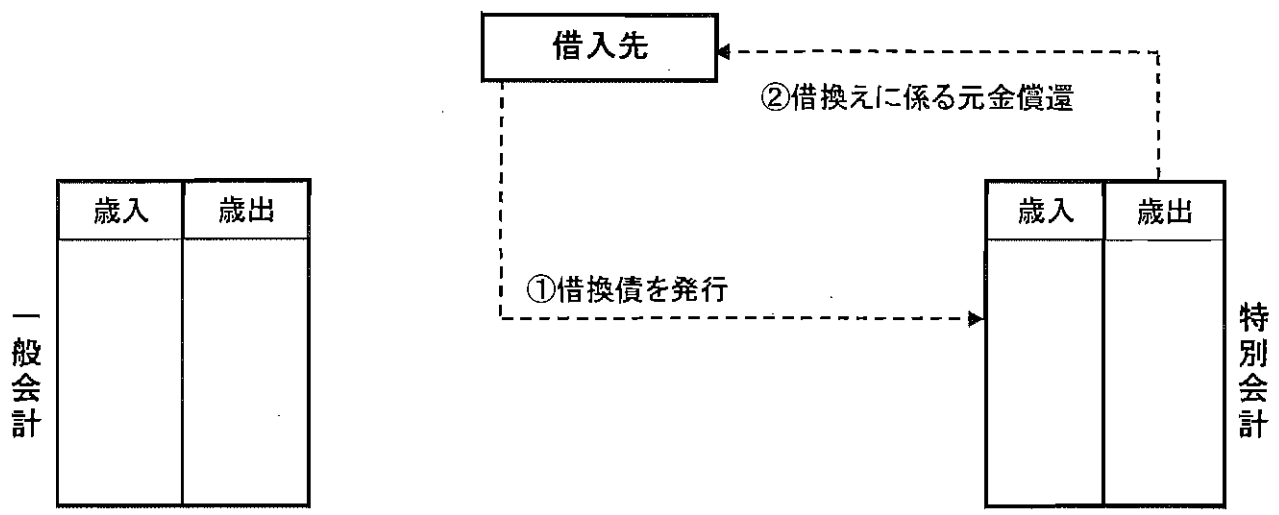
平成24年度は、平成14年度に発行した銀行等引受債（20年での償還を予定）の借換えを実施する年度に当たるため、借換債を127億4,200万円発行します。

県債の種類別 資金フロー図(H24)

1. 通常の県債に係る資金フロー



2. 借換債に係る資金フロー



## 平成24年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算について

## 1 予算の概要

公共用地先行取得事業特別会計における平成24年度当初予算額は、59億8,061万9千円で、前年度6月補正後予算額と比べ、59億5,884万8千円の増額となっています。その主な要因は、公開事業仕分けで不要の判定を受けた土地開発基金の平成27年度廃止に向けて、土地開発基金で保有する土地を一般会計に買い戻すための財源として18億1,607万5千円、一般会計の財源不足に対応するための財源として41億円を、それぞれ一般会計に繰り出すことなどによるものです。

(単位:千円)

歳入		5,980,619
	基金からの繰入金	5,916,075
	基金運用益等収入	64,544
歳出		5,980,619
	一般会計への繰出金	5,916,075
	土地買い戻し財源	1,816,075
	財源不足に対応するための財源	4,100,000
	基金への運用益等積立	64,544

## 2 買い戻しを行う土地

一般会計に買い戻しを行う土地の内訳は次のとおりです。

(単位:千円)

土地の名称	取得年度	元金 (取得価格)	利子	合計金額	所管部
まつり博跡地	平成9年度	1,023,786	26,782	1,050,568	地域連携部
		601,364	15,732	617,096	雇用経済部
広明町用地	平成17年度	77,000	1,135	78,135	総務部
鳥居町用地	平成17年度	69,280	996	70,276	総務部
合計		1,771,430	44,645	1,816,075	

## 議案第26号

### 副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

県の厳しい財政状況を考慮し、一般職員等の給与を特例的に減ずるものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 減額措置

区分	減額内容
一般職員 (病院事業庁の医師を除く)	給料月額の100分の3
危機管理統括監	給料月額の100分の15

##### (2) 期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

#### 3 減額による影響額

約32億円

##### (参考) 特別職及び管理職員の減額措置

区分	減額内容	減額期間	
知事	給料月額の100分の30 期末手当の100分の50 退職手当不支給	現知事とその職にある間	
副知事	給料月額 100分の15	平成23年7月1日～ 平成25年3月31日	
教育長、代表監査委員 企業庁長、病院事業庁長	給料月額 100分の10		
管理職員	部長級	平成23年7月1日～ 平成25年3月31日 (公立学校の管理職員 は平成23年11月1日 ～平成25年7月31日)	
	次長級		給料月額 100分の8
	課長級等		給料月額 100分の8

## 三重県職員退職手当支給条例及び職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例案について

### 1 改正理由

危機管理に関して総合的な調整を行う職として危機管理統括監を設置することに鑑み、当該職を占める職員の給料月額等について規定を整備するものです。

### 2 改正内容

#### (1) 職務の級と給料月額

危機管理統括監の職務は、災害や危機の発生時、他の部局長に対する指揮権限を有することから、その複雑、困難及び責任の程度を考慮して、国の指定職に相当する職と位置づけ、行政職給料表の最上級である10級に指定職俸給表の俸給月額を参考として特号給を設けます。

特号給の額は、その職責や、副知事、教育長及び公営企業管理者の給料との均衡も考慮し、国の指定職俸給表3号俸相当(838,000円)とします。

#### (2) 退職手当

危機管理統括監の退職手当については、現行の算定方法によると、その他部長級職員と比較して支給額が著しく高額となり均衡を損なうことから、これを回避するため当該職に係る算定方法の特例を定めます(別紙参照)。

#### (3) 支給対象手当

危機管理統括監については、退職手当のほか、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、特地勤務手当、期末手当、勤勉手当を支給対象とします。

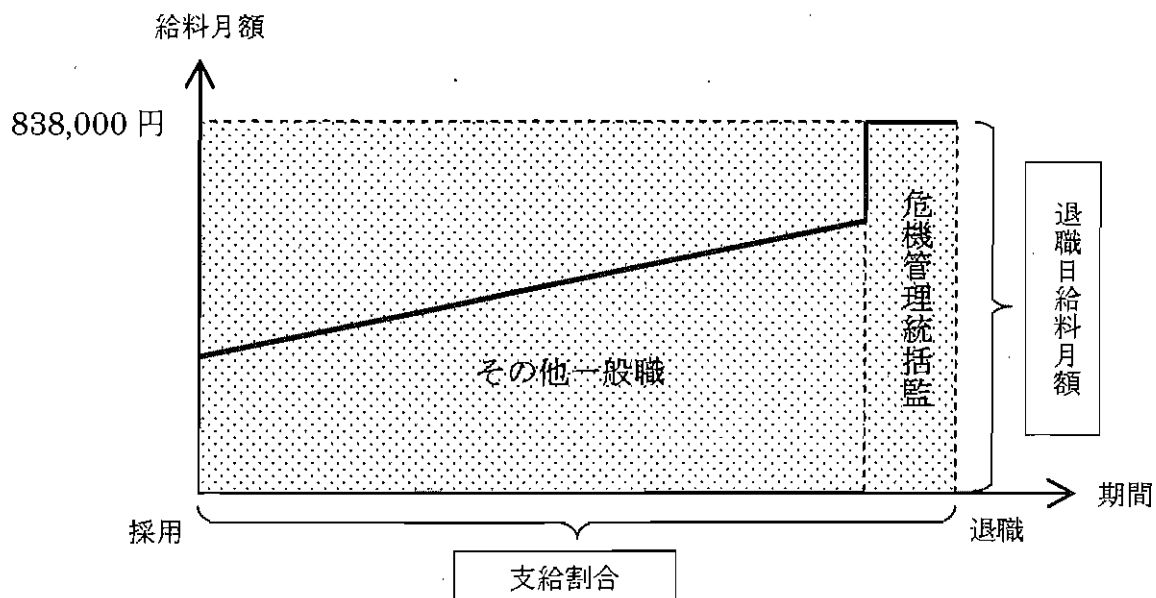
### 3 施行日

平成24年4月1日

(別紙) 危機管理統括監 退職手当の基本額算定

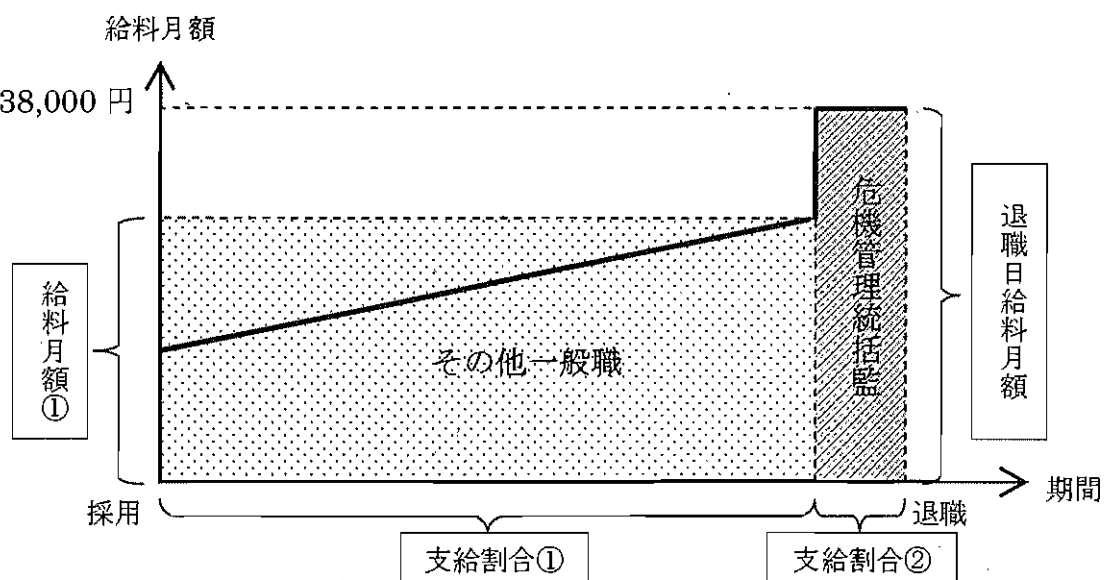
1. 現行の方法によった場合

$$\text{退職手当の基本額} = \text{退職日給料月額} \times \text{支給割合}$$



2. 改正後

$$\text{退職手当の基本額} = (\text{給料月額①} \times \text{支給割合①}) + (\text{退職日給料月額} \times \text{支給割合②})$$



※上記イメージでは、網掛け部分が基本額に相当



## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正理由

東日本大震災に対処するために派遣する職員の作業環境の特殊性に鑑み、危険作業手当及び警察特殊業務手当の特例等を定めるものです。

### 2 改正内容

#### (1) 東日本大震災に係る特殊勤務手当

##### ①危険作業手当

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺の区域において震災対応の災害応急作業を行う職員については、被ばくの危険性、それに伴う精神的労苦等の特殊性が認められるため、日額2万円を超えない範囲内で危険作業手当のなかに当該業務を設け支給します。

##### ②警察特殊業務手当

遭難者の捜索救助、危険又は困難を伴う救援の業務等に従事した職員については、日額1,680円を上限として手当が支給されていますが、東日本大震災に対処するため当該業務に引き続き5日以上従事した場合、引き続き初日から1日につき、手当額を840円増額して支給します。

#### 【参考】

##### ○現行の警察特殊業務手当

遭難者の捜索救助、危険又は困難を伴う救援の業務等に従事した場合 日額840円

(但し、人命救助の業務においては、日額1,680円)

#### (2) その他の特殊勤務手当(車両整備作業手当)

車両整備作業手当は、警察車両整備工場に勤務する職員が整備作業に従事したときに支給されていましたが、車両の性能の向上等により、以前に比べ同作業に特殊な技術を要しなくなっていることから、特殊勤務手当を支給するほどの著しい特殊性に当たらないと判断し廃止とします。

### 3 施行日

上記(1)①、②については、平成23年3月11日に遡及して適用し、上記(2)については平成24年4月1日から施行

議案第75号

平成23年度三重県一般会計補正予算（第11号）について  
（県税収入補正予算について）

平成23年度県税収入については、2,000億8,200万円で、現計予算額に比べ4,900万円の増収になると見込んでいます。

主な要因は、地方消費税が輸入取引額の増により20億2,500万円の増収、自動車取得税がエコカー補助金制度の復活による販売台数の回復により4億7,600万円の増収、県民税利子割が1億8,500万円の増収、産業廃棄物税が4,200万円の増収になると見込んでいます。

一方、法人二税が震災や円高等による法人業績への影響により22億5,900万円の減収、不動産取得税が建築、不動産取引の減により2億2,000万円の減収、個人事業税が個人事業主の所得の減により2億円の減収になると見込んでいます。

（単位：百万円、％）

事項 税目	現計予算額 (A)	最終補正額 (B)	補正後 予算額 (A)+(B)=(C)	対現計比 (%) (C)/(A)	前年度 決算比 (%)	補正理由
法人県民税	9,967	△688	9,279	93.1	100.9	震災、円高等による法人業績への影響による減
県民税利子割	1,490	185	1,675	112.4	91.6	利子の増
個人事業税	1,892	△200	1,692	89.4	91.8	個人事業主の所得の減
法人事業税	32,124	△1,571	30,553	95.1	98.2	震災、円高等による法人業績への影響による減
地方消費税	31,553	2,025	33,578	106.4	101.2	輸入取引額の増
不動産取得税	3,993	△220	3,773	94.5	92.1	建築、不動産取引の減
自動車取得税	2,700	476	3,176	117.6	88.2	エコカー補助金制度の復活による販売台数の回復
産業廃棄物税	181	42	223	123.2	122.2	産業廃棄物の搬入数量の増
その他の税	116,133	0	116,133	100.0	99.2	
県税計	200,033	49	200,082	100.0	99.0	
地方法人 特別譲与税	20,892	1,226	22,118	105.9	108.4	全国の法人の業績回復による増
合計	220,925	1,275	222,200	100.6	99.8	

法人二税	42,091	△2,259	39,832	94.6	98.8	
法人二税 + 地方 法人特別譲与税	62,983	△1,033	61,950	98.4	102.0	

## ◎所管事項

### 1 平成24年度税制改正について

平成24年度税制改正大綱（地方税関係）に示された主な改正点等は次のとおりです。

#### 1 個人所得課税（個人住民税）

##### (1) 給与所得控除の上限設定

給与所得控除に上限が設定されます（給与収入1,500万円超は、一律245万円）。

※ 所得税は平成25年分から、個人住民税は平成26年度分から適用されます（所得税における見直しが個人住民税に自動的に反映されます。）。

##### (2) 特定支出控除の見直し

特定支出控除とは、給与所得者が通勤費、転任に伴う転居費用等の特定支出をした場合、その実額を控除する制度で、今回範囲の拡大等が行われます。

- ・範囲の拡大（弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費）が追加されます。）
- ・適用にあたっての計算方法の見直し（特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1（現行：控除額の総額）を超える場合は、その超える金額を給与所得控除額に加算できることとなります。）

※ 所得税は平成25年分から、個人住民税は平成26年度分から適用されます。

##### (3) 退職所得の2分の1課税の見直し

勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、課税対象を退職所得の2分の1とする措置が廃止され、退職所得の全額が課税対象となります。

※ 平成25年1月1日以後に支払われるべき退職金から適用されます。

#### 2 住宅・土地税制（不動産取得税）

地方税法に規定された不動産取得税の負担軽減措置について、延長等が行われます。

##### ○主な見直し項目

- ・宅地評価土地（住宅用地・商業用地）の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（2分の1）の3年延長。
- ・住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置（4%→3%）の3年延長。

### 3 自動車税制

#### (1) 自動車取得税

いわゆる「エコカー減税」について、最新の燃費基準に切り替え（平成22年度燃費基準→平成27年度燃費基準）を行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、平成27年3月まで3年延長されます。

また、一定の先進安全自動車（ASV）及び一定のバリアフリー車両の取得に係る課税標準の特例措置が新設されます。

※ 平成24年4月1日以後の自動車の取得から適用されます。

#### ○「エコカー減税」の主な内容

排出ガス性能、燃費性能の優れた環境への負荷の少ない自動車について、平成24年度から平成27年度までの間の取得に限り、以下のとおり自動車取得税の特例措置が講じられます。

#### <新車：税率の特例措置>

電気自動車、プラグインハイブリッド車、  
天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、  
クリーンディーゼル乗用車 . . . 非課税  
それ以外の乗用車（ガソリン自動車に限ります。）  
：平成17年排出ガス基準75%低減達成  
かつ 平成27年度燃費基準+20%達成 . . . 非課税  
：平成17年排出ガス基準75%低減達成  
かつ 平成27年度燃費基準+10%達成 . . . 75%軽減  
：平成17年排出ガス基準75%低減達成  
かつ 平成27年度燃費基準達成 . . . 50%軽減

#### <新車以外：課税標準の特例措置>

電気自動車、プラグインハイブリッド車、  
天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、  
クリーンディーゼル乗用車 . . . 45万円控除  
それ以外の乗用車（ガソリン自動車に限ります。）  
：平成17年排出ガス基準75%低減達成  
かつ 平成27年度燃費基準+20%達成 . . . 45万円控除  
：平成17年排出ガス基準75%低減達成  
かつ 平成27年度燃費基準+10%達成 . . . 30万円控除  
：平成17年排出ガス基準75%低減達成  
かつ 平成27年度燃費基準達成 . . . 15万円控除

#### (2) 自動車税

いわゆる「自動車税のグリーン化」について、軽減対象及び重課対象の見直しを行った上、2年延長されます。

○「グリーン化特例」の内容

- ＜軽減：新車新規登録年度（平成 24 又は 25 年度）の翌年度 1 年間＞  
電気自動車、プラグインハイブリッド車、  
天然ガス自動車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）  
・・・税率を概ね 50%軽減
- 平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成  
かつ 平成 27 年度燃費基準+20%達成 ・・・税率を概ね 50%軽減
- 平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成  
かつ 平成 27 年度燃費基準+10%達成 ・・・税率を概ね 50%軽減
- 平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成  
かつ 平成 27 年度燃費基準達成 ・・・税率を概ね 25%軽減
- ＜重課：毎年＞  
新車新規登録から 11 年を超えているディーゼル車、  
新車新規登録から 13 年を超えているガソリン車（又は LPG 車）  
・・・税率より概ね 10%重課

#### 4 税負担軽減措置

軽油引取税の課税免除の特例措置について、「特例利用率が極めて低く、かつ、1 件当たりの免税額が経営規模に比して僅少なもの」を廃止し、その他については、3 年延長されます。

なお、適用期限延長後の取扱いについて、平成 24 年度税制改正大綱では、地球温暖化対策や燃料課税全体のあり方に関する議論もあることから、震災からの復興状況、措置廃止による国民生活への影響等を勘案しつつ検討する、とされました。

○見直し項目

(1) 3 年延長（24 項目）

- ・船舶
- ・農林業 等

(2) 廃止（6 項目）

- ・電気通信事業
- ・放送事業
- ・建設用粘土製品製造業
- ・鉄鋼業
- ・自動車教習所業
- ・ゴルフ場業

## 5 県税条例の改正について

地方税法の改正により、三重県県税条例の改正を予定しています。国会において、地方税法の改正案が可決・成立した後、三重県県税条例の一部を改正する条例案（平成24年4月1日施行）を今定例会に提出いたします。

<主な項目>

- ・不動産取得税の特例措置の延長
- ・自動車取得税及び自動車税の特例措置の改正
- ・軽油引取税の課税免除措置の延長